

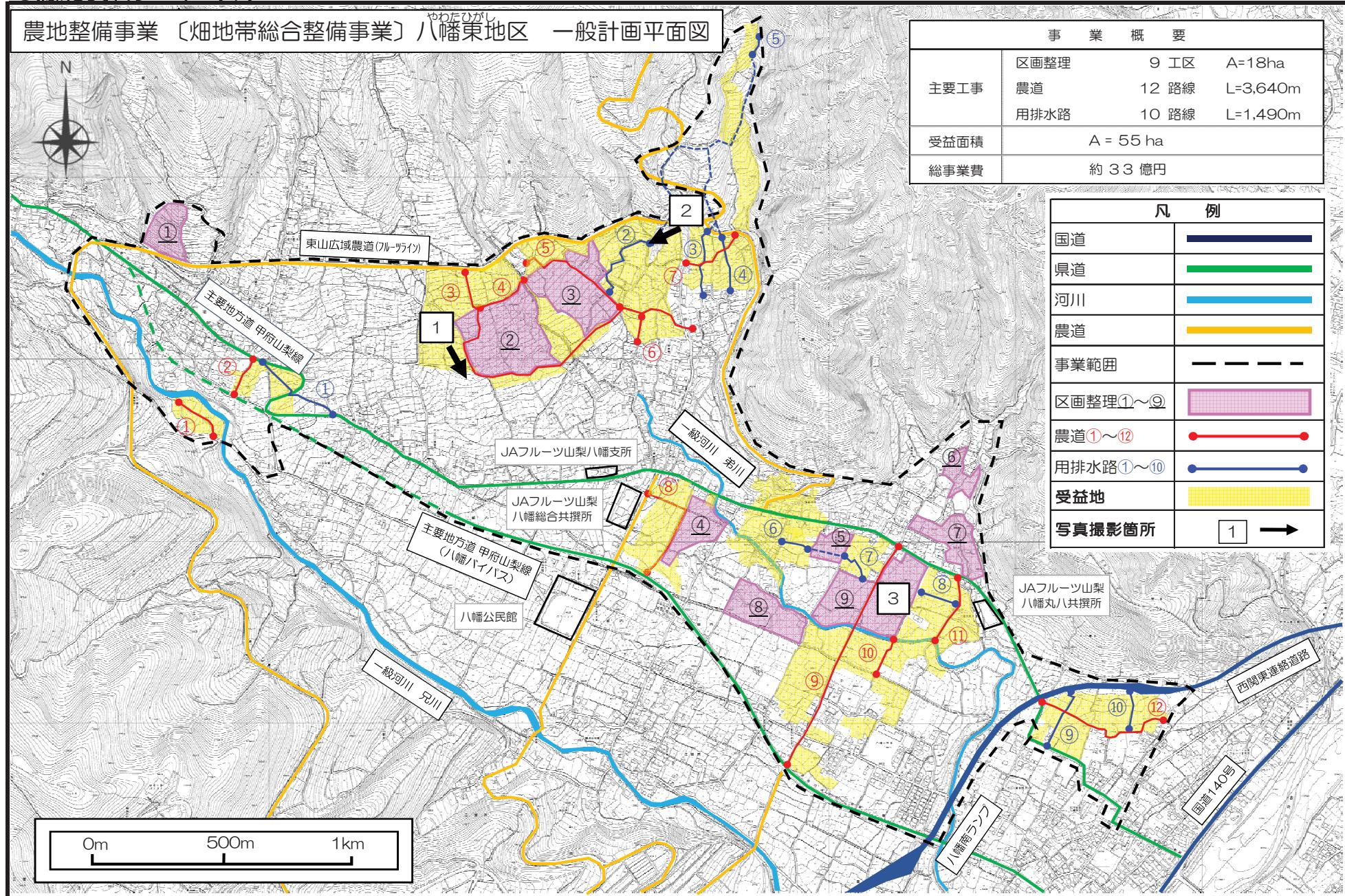
## 1.事業説明シート

事業名	地整備事業〔畠地帯総合整備事業 国〕	事業箇所	山梨市北 山梨市堀内	地区名	やわたひがし 八幡東	事業主体	山梨県																																																							
事業の概	整備内容																																																													
① 背景	<p>本地区は山梨市の 東山広域 に位置し、ぶどう、ももを中心に栽培を営んでいる県内でも有数な果樹地帯である。地区内では、シャインマスカットを始め、収益性の高い品な作物が生産されている。</p> <p>しかしながら、地区内の 業基盤の整備水準は低く、幅員が狭い や小区画で不整形な 地が多いことから、作業効率の低下を招いている。</p> <p>一方、地区内は東山広域 フルーツライン に接し、共 場への出荷をスムーズに行うことができる地理的条件も備えており、模拡大を希望する若い担い手や新 就希望者も増加傾向であることから、本地域の 業を将来的に維持発展させる上では、営条件の改善と 地の 約化を めることが となっている。</p> <p>このため、総合的な 業生産基盤の整備により、作業の効率化による生産性の向上と担い手への 地 積を め、更なる果樹産地の強化に取り組むものである。</p>																																																													
② 整備目標・効果	<p>□主 目標 ○ 業生産力の向上</p> <p>区画整理等の基盤整備の実施により、担い手への 地 積を図るとともに作業効率の向上など地区内の営 条件が改善され、果樹の産地強化が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積当たり 業所得増加 1,892千円/ha ≥ 810千円/ha以上※ ※ 億基準値</li> </ul> <p>□副次目標 ○ 業用排水能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施 老朽度 使用年数(47年)÷耐用年数(18年) =2.61≥1.0以上※</li> <li>・ 排水能力向上率 ( 画排水能力)0.392m<sup>3</sup>/s÷(現況排水能力)0.142m<sup>3</sup>/s 2.76≥1.0以上※ ※ 億基準値</li> </ul> <p>□副次効果 ○果樹園景 の保全 良好的な景 が保全される 画である ○ 休 地の 消 休 地を 地として再利用する具体的な 画あり</p> <p>③目標 成の方法</p> <p>担い手への 地 積を めるとともに作業効率の改善を図るため、区画整理や などの整備を総合的に実施する。</p> <p>区画整理 工区、 12 線、用排水 10 線</p>																																																													
④ 総事業	①整備内容 区画整理 A=18ha、 L=3,640 、用排水 L=1,490m ②着手年度 令和 年度 ③完成 年度 令和14年度 約3,300百万円 国 1,650百万円(5.0/10)、県 825百万円(2.5/10)、 市 等825百万円(2.5/10)	<p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>令和 年度</th> <th>測</th> <th>・</th> <th>・換地</th> <th>50 百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>令和 年度</td> <td>区画整理、</td> <td></td> <td></td> <td>350 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>450 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>500 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和10年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>550 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和11年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>500 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和12年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>450 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和13年度</td> <td>区画整理、</td> <td>用排水</td> <td></td> <td>350 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和14年度</td> <td>区画整理・換地</td> <td></td> <td></td> <td>100 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内容は みであり、確定したものではない。</p>							事業	令和 年度	測	・	・換地	50 百万円		令和 年度	区画整理、			350 百万円		令和 年度	区画整理、	用排水		450 百万円		令和 年度	区画整理、	用排水		500 百万円		令和10年度	区画整理、	用排水		550 百万円		令和11年度	区画整理、	用排水		500 百万円		令和12年度	区画整理、	用排水		450 百万円		令和13年度	区画整理、	用排水		350 百万円		令和14年度	区画整理・換地			100 百万円
事業	令和 年度	測	・	・換地	50 百万円																																																									
	令和 年度	区画整理、			350 百万円																																																									
	令和 年度	区画整理、	用排水		450 百万円																																																									
	令和 年度	区画整理、	用排水		500 百万円																																																									
	令和10年度	区画整理、	用排水		550 百万円																																																									
	令和11年度	区画整理、	用排水		500 百万円																																																									
	令和12年度	区画整理、	用排水		450 百万円																																																									
	令和13年度	区画整理、	用排水		350 百万円																																																									
	令和14年度	区画整理・換地			100 百万円																																																									
⑥既整備内容・期 事業	<p>当なし</p> <p>中・期 画等の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「山梨県総合 画」 令和 年 月策定予定</li> <li>・「山梨県社会 本整備 点 画 第4次 」 令和4年9月改定</li> <li>・「やまなし 業基本 画」 令和 年 月策定予定</li> </ul>																																																													
事業位置図	<p>0 500 m 1 km</p> <p>地理院地図（国土地理院） を加工して作成</p>																																																													

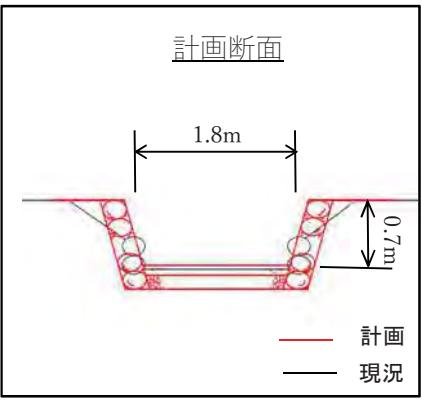
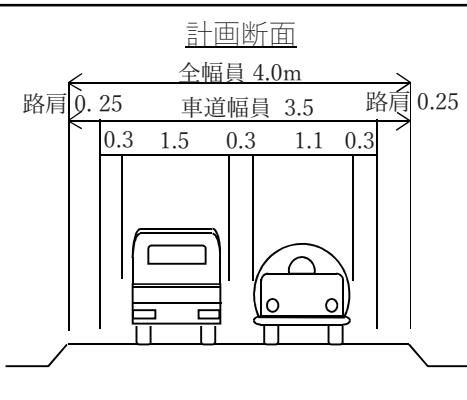
## 2.評価シート

(1) 公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		(妥当)・妥当でない	(5) 整備手法の有効性	(妥当)・妥当でない																																												
理由 本事業は、料・業・村基本法に位置づけられている、業の持続的発展、料の安定供給、景保全や土壤流出止などの多目的機能の發揮をするものであり、行政が行うべきものである。			理由 区画整理や整備等をめることで、地の積・約化が図られるとともに、作業効率や営条件が改善され、今後の果樹産地の強化や担い手への積を図るための最もした画としている。																																													
(2) 事業執行主体の妥当性(県が行うべき事業か)			(妥当)・妥当でない																																													
理由 本事業は、業生産基盤を総合的に整備して作業の効率化や業経営の安定化を図るものであり「土地改良法施行令」第50条第1第11号に定される県が主体となって行うべき事業である。			口他の整備手法の有無 <有・無>																																													
(3) 経済効率性			(妥当)・妥当でない																																													
理由 <table border="1"><tr><td>総事業</td><td>3,300 百万円</td><td>工期</td><td>R6</td><td>R14</td><td>基準年</td><td>R5</td></tr><tr><td rowspan="6">経済効率性</td><td>用</td><td>2,768 百万円</td><td rowspan="6">便益 行経 節減効果 作物生産効果 営 経 節減効果 その他※</td><td>3,657 百万円</td><td>1,649 百万円</td><td>857 百万円</td><td>531 百万円</td></tr><tr><td>当事業</td><td>2,537 百万円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業等</td><td>231 百万円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1.3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			総事業	3,300 百万円	工期	R6	R14	基準年	R5	経済効率性	用	2,768 百万円	便益 行経 節減効果 作物生産効果 営 経 節減効果 その他※	3,657 百万円	1,649 百万円	857 百万円	531 百万円	当事業	2,537 百万円					事業等	231 百万円																		1.3					
総事業	3,300 百万円	工期	R6	R14	基準年	R5																																										
経済効率性	用	2,768 百万円	便益 行経 節減効果 作物生産効果 営 経 節減効果 その他※	3,657 百万円	1,649 百万円	857 百万円	531 百万円																																									
	当事業	2,537 百万円																																														
	事業等	231 百万円																																														
		1.3																																														
※その他は、品向上効果、維持管理節減効果、国産産物安定供給効果 用便益比 B/C は、1.0をえており、経済効率性は確保されている。			状況 区画整理等の総合的な業基盤の整備により、更なる果樹産地の強化に取り組むものであり、果樹地帯の業生産基盤を効率的かつ一体的に整備するには、本事業の他にした事業はない。																																													
(4) 事業実施・規模の妥当性			(6) 環境負荷等への配慮	(妥当)・妥当でない																																												
理由 地区内の営条件改善に必要な整備としている。			理由 峡東地域の扇状地に応じた果樹業は、世界業産 R4.7 に定されており、優れた村景や自然環境を維持し、未来に継承するために必要な対策をじる。基盤整備では、土の切盛を最低に抑えるなど現状の地形に慮した画にする。なお、工事による生態系、景等への影があると判断された場合には、回、代替、低減などをまえた対策等をじる。																																													
口同等施設等(計画を含む)の有無 <有・無>			(7) 事業計画の熟度	(妥当)・妥当でない																																												
状況 新及び老朽化した既存施設の改良であり、機能を代替する施設はない。			理由 事業の円滑な推進のため、係市は事業画にあたり耕作者を対とした明会や営に対するアンケート調査を実施しており、整備を希望し合意された施設を整備対としている。 また、事業をめらうえで地域の携や整がであることから、地区内の代表者で構成する「八幡東地区県営畠地帯総合整備事業推進協会」が立されるなど、地元の理度はく、事業を推進する体制も整っている。																																													
口必要整備内容とその根拠			《総合評価》	(妥当)・妥当でない																																												
状況 区画整理 作業の省力化や地積・約化を図るために、狭小かつ不整形で作業効率が悪く、担い手への積がんでいない地を対とした。 作物の搬入等に必要な幅員を確保するため、幅員が狭小なを対とした。			目全て妥当と評されることから、実施が妥当と判断する。																																													
用排水水 用排水能力の向上を図るために、機能に支をきたしている水を対とした。																																																

### 3.添付資料シート(1)



### 3.添付資料シート（2）

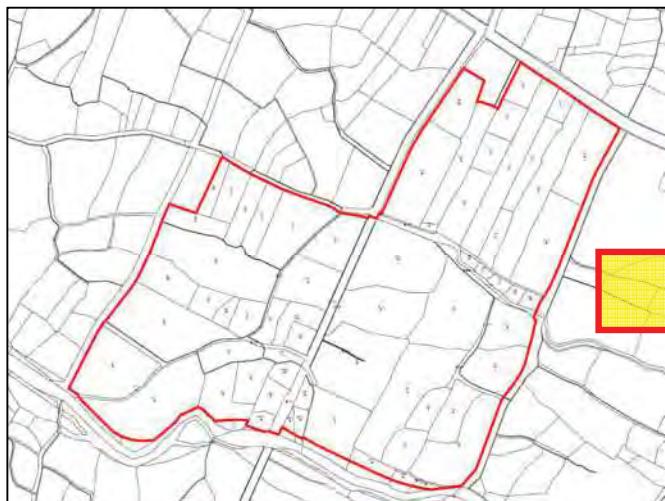


地区内の農道は狭小のため、農作業車両のすれ違いが困難である。また、既設の道路は舗装されているものの老朽化が進んでおり、運搬時には荷傷みが生じている。

地区内の水路は未整備のため、排水不良や漏水による湿害が発生するとともに、維持管理に多大な労力を要している。

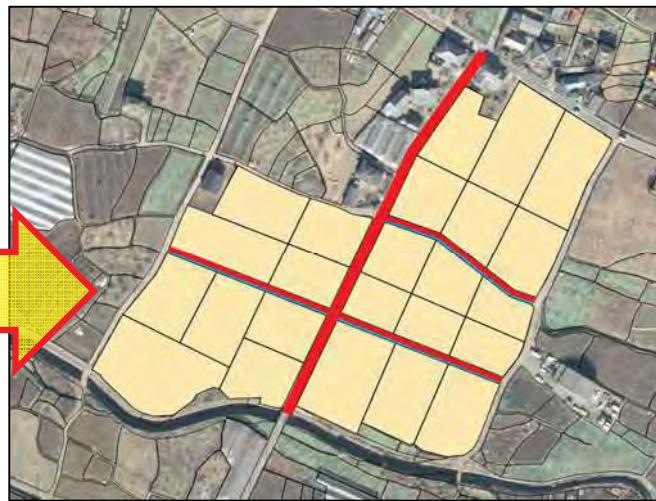
### 3 区画整理

現況（区画整理⑨）



(工区面積) A=3.6ha  
筆数：65筆 平均面積 557m<sup>2</sup>/筆

整備後の区画イメージ



(工区面積) A=3.6ha  
筆数：24筆 平均面積 1,508m<sup>2</sup>/筆

区画整理により狭小で不整形な農地の傾斜の緩和や区画の拡大を図ることで農作業の効率化や担い手への農地集積を進める。



地区内では消費者から評価の高いシャインマスカットの生産に加え、基盤整備を契機にサンシャインレッドなど県オリジナル品種への転換を加速化し、果樹の産地として更なる強化に取り組む。